

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、原則として法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、恒久的な制度対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。

このことを踏まえ、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日付け保発0612第2号厚生労働省保険局長通知）について、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 別添1の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>別添 1</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第 1 章～第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 療養費の請求</p> <p>(申請書の作成)</p> <p>24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合には、次に掲げる方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>申請書の申請欄の申請者は、療養費の請求権者（以下「被保険者等」という。）に係る住所、氏名、申請年月日を記入するものであり、被保険者等又は被保険者等から許可を受けた患者（以下、本規定において「患者」という。）より記入を受けること。</u>ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、<u>施術者等が代理記入し当該患者から押印を受けること。</u></p> <p>(5) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、<u>施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで申請書の代理人欄の申請者欄に署名を求めること。併せて、被保</u></p>	<p>別添 1</p> <p>受領委任の取扱規程</p> <p>第 1 章～第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章 療養費の請求</p> <p>(申請書の作成)</p> <p>24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合には、次に掲げる方式により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>申請書の申請欄及び代理人の欄の申請者は、療養費の請求権者（以下「被保険者等」という。）に係る住所、氏名、申請又は委任年月日を記入するものであり、被保険者等又は被保険者等から許可を受けた患者（以下、本規定において「患者」という。）より記入及び押印を受けること（記名押印は患者の署名でも差し支えない。）。</u>ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、<u>施術者が代理記入し当該患者から押印を受けること。</u></p> <p>(5) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、<u>施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで署名又は押印を求めること。</u></p>

険者等に係る住所、委任年月日について患者より記入を受けること。ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術者等が代理記入し当該患者から押印を受けること。

そのうえで、施術者は、毎月、申請書の写し（添付書類は除く。）又は施術日数や回数、施術内容のわかる様式第5号の2による「一部負担金明細書（1月分）」を、患者又は家族に交付すること（20により、既にすべての施術について明細書を交付している場合を除く。）。

(6)～(11) (略)

25～26 (略)

第5章～第9章 (略)

そのうえで、施術者は、毎月、申請書の写し（添付書類は除く。）又は施術日数や回数、施術内容のわかる様式第5号の2による「一部負担金明細書（1月分）」を、患者又は家族に交付すること（20により、既にすべての施術について明細書を交付している場合を除く。）。

(6)～(11) (略)

25～26 (略)

第5章～第9章 (略)

2 別添1の様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第2号、様式第2号の2、様式第4号、様式第6号及び様式第6号の2の各様式を次のように改める（行政庁への申請に対する押印の廃止等に伴うもの）。

なお、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

確 約 書

〇〇 (はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧のうち該当するもの) の施術に係る療養費の受領委任の取扱いを申し出るに当たり、受領委任の取扱規程 (平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号通知別添 1、その後の変更及び改訂等を含む。) を遵守することを確約します。

令和 年 月 日

〇 〇 厚 生 (支) 局 長
〇 〇 〇 〇

殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事
〇 〇 〇 〇

氏 名

住 所 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)	
施術所名 _____	
〒 -	TEL. - -
住 所 _____	

〔 この確約書は、地方厚生(支)局 (地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所) へ提出してください。 〕

施術管理者選任等証明

令和〇年〇月〇日に、〇〇（はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧のうち該当するもの）の施術に係る療養費の受領委任の取扱いを申し出た〇〇〇〇は、開設者が施術管理者として選任したことを証明します。

また、開設者が、受領委任の取扱規程（平成 30 年 6 月 12 日保発 0612 第 2 号通知別添 1、その後の変更及び改訂等を含む。）に基づく受領委任の契約の当事者として第 1 章 4、第 2 章 8 及び 9、第 3 章 21、第 5 章 28 並びに第 8 章その他の本規程に定める開設者としての義務及び責任を負担し、令和〇年〇月〇日に申出された施術所が、同規程に基づく受領委任の契約の当事者として第 2 章 8 及び 9 その他の本規程に定める施術所としての義務及び責任を負担することを確認しました。

令和 年 月 日

〇 〇 厚 生 (支) 局 長
〇 〇 〇 〇

殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事
〇 〇 〇 〇

開設者（法人等名・代表者の役職・氏名）

法人等の所在地 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)	
施術所名 _____	
〒 -	TEL. - -
住 所 _____	

この書類は、開設者（法人等）が選任した者が施術管理者である場合に、開設者（法人等の代表者）が記載して下さい。また、療養費の受領委任の取扱いを申し出る施術管理者が提出する「確約書」と合わせて提出して下さい。

療養費の受領委任の取扱いに係る申出(施術所の申出)

療養費の種類		はり <input type="checkbox"/>	きゅう <input type="checkbox"/>	あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/>	
施術管理者 (他の施術所の 施術管理者) <input type="checkbox"/>	第1	ふりがな	生年月日	目が見えない者	
		氏名	() 年 月 日生	<input type="checkbox"/>	
		免許 交付者名	はり <input type="checkbox"/>	きゅう <input type="checkbox"/>	あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/>
		番号	第 号	第 号	第 号
		年月日	() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日
		中止	() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日
		勤務時間	午前 時 分～ 時 分(月、火、水、木、金、土、日) 午後 時 分～ 時 分(月、火、水、木、金、土、日)		
所属団体	<input type="checkbox"/> 公益社団法人日本鍼灸師会 <input type="checkbox"/> 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 <input type="checkbox"/> 公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人日本盲人会連合 <input type="checkbox"/> その他(、ふりがな)		施術者登録番号(左記4団体会員)		
施術所 (複数施術管理者) <input type="checkbox"/> (出張専門) <input type="checkbox"/>	ふりがな			電話番号	
	名称			※ウェブページへの掲載(可・否)	
	所在地	〒		受領委任の取扱規程11(1)～(14) の事項の該当の有無 有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	
開設者 個人 <input type="checkbox"/> 法人等 <input type="checkbox"/>	ふりがな			生年月日	
	氏名			() 年 月 日生	
	住所	〒		電話番号	
(備考)					
※施術所情報のウェブページへの掲載(可・否)(否の場合の理由:)					

上記のとおり、療養費の受領委任の取扱いについて申出します。

令和 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿

氏名 〇〇〇〇

TEL. - -

〇〇都道府県知事 〇〇〇〇 殿

〒 -
住所

(この申出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

療養費の受領委任の取扱いに係る申出(同意書)

施術所に勤務する他の施術者として、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知別添1、その後の変更及び改訂を含む。)の第3章に定める事項を遵守し、第2章12及び15、第5章28、第8章並びに第9章45その他の同規程の適用を受けることについて同意します。

施術所に勤務する他の施術者	第2	ふりがな		生年月日		目が見えない者	
		氏名		() 年 月 日生		□	
		免許	はり □	きゅう □		あん摩マッサージ指圧 □	
		交付者名					
		番号	第 号	第 号	第 号		
		年月日	() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日		
	中止	() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日			
		〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局			
	勤務時間	午前 時 分～ 時 分(月、火、水、木、金、土、日)					
		午後 時 分～ 時 分(月、火、水、木、金、土、日)					
	第3	ふりがな		生年月日		目が見えない者	
		氏名		() 年 月 日生		□	
免許		はり □	きゅう □		あん摩マッサージ指圧 □		
交付者名							
番号		第 号	第 号	第 号			
年月日		() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日			
中止	() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日				
	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局				
勤務時間	午前 時 分～ 時 分(月、火、水、木、金、土、日)						
	午後 時 分～ 時 分(月、火、水、木、金、土、日)						
第4	ふりがな		生年月日		目が見えない者		
	氏名		() 年 月 日生		□		
	免許	はり □	きゅう □		あん摩マッサージ指圧 □		
	交付者名						
	番号	第 号	第 号	第 号			
	年月日	() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日			
中止	() 年 月 日	() 年 月 日	() 年 月 日				
	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局				
勤務時間	午前 時 分～ 時 分(月、火、水、木、金、土、日)						
	午後 時 分～ 時 分(月、火、水、木、金、土、日)						

(この申出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

【様式第2号・様式第2号の2の注意事項】

(様式第2号)

- 1 「療養費の種類」欄は、療養費の受領委任を取り扱う施術の種類をチェックすること。(施術管理者の「免許」欄にチェックのあるものに限る。)
 - 2 保健所に届け出た施術所開設(変更)届の副本の写し、施術管理者(予定者)の免許証の写し及び確約書(様式第1号)を添付すること。
 - 3 施術管理者が別の申出で施術管理者(出張専門施術者の場合を含む。)として申し出ている場合、「施術管理者」欄の(他の施術所の施術管理者)にチェックし、勤務形態確認票(様式第2号の3)を添付すること。
 - 4 施術管理者の「中止」欄は、過去に受領委任の取扱いの中止(相当)がある場合、中止(相当)年月日及び該当する地方厚生(支)局を記載すること。
 - 5 「所属団体」欄は、所属する団体がある場合に記載すること。また、「施術者登録番号」欄は、施術管理者が公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である場合に当該会員の施術者登録番号を記載すること。
 - 6 施術所にはり、きゅう又はあん摩マッサージ指圧の複数の施術管理者を配置する場合、「施術所」欄の(複数の施術管理者)にチェックすること。
 - 7 専ら出張のみにより自ら施術を行う施術者(出張専門施術者)として保健所に届け出た場合、「施術所」欄の(出張専門)にチェックすること。その場合、「開設者」の各欄の記載は不要であること。また、施術所の「名称」欄には「同上」と記載し、「所在地」欄には自らが待機等する一つの拠点(出張の起点であり、自宅の住所)を記載し、住民票を添付すること。
なお、出張専門施術者が別の申出で施術管理者又は勤務する施術者として申し出ている場合、勤務形態確認票(様式第2号の3)を添付すること。
 - 8 開設者(個人)と施術管理者が同一人の場合、開設者の「氏名」欄に「同上」と記載し、「生年月日」「住所」「電話番号」欄の記載は必要ないこと。
 - 9 開設者(個人)と施術管理者が別人の場合、開設者の各欄を記載し、施術管理者選任等証明(様式第1号の2)を添付すること。
 - 10 開設者が法人等の場合、開設者の「氏名」欄は法人等名・代表者の役職・氏名、「生年月日」欄は代表者のもの、「住所」「電話番号」欄は法人のものを記載し、施術管理者選任等証明(様式第1号の3)を添付すること。
 - 11 様式の最下部の申出者の氏名・住所・電話番号は、「施術管理者」欄に記載した施術者(施術管理者の予定者)のものを記載すること。
 - 12 令和3年1月1日以降に申出を行う場合、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和2年3月4日保発0304第1号厚生労働省保険局長通知)による実務経験を確認できる書類(「実務経験期間証明書」の写し又は「承諾通知」の写し等)及び研修修了を確認できる書類(「施術管理者研修修了証」の写し)を添付すること。
- ※ 施術所の名称・所在地、開設者(個人)の氏名・住所(法人の場合は名称・所在地)、施術管理者の氏名・目が見えない者の各欄について、保健所に届け出た施術所開設(変更)届と同じ内容を記載すること。

(様式第2号の2)

- 1 施術所に勤務する他の施術者の免許証の写しを添付すること。
ただし、様式第4号による申出事項の変更で勤務する他の施術者を追加する場合は、当該施術者の免許証の写しを添付すること。
 - 2 施術者の「中止」欄は、過去に受領委任の取扱いの中止(相当)がある場合、中止(相当)年月日及び該当する地方厚生(支)局を記載すること。
- ※ 施術者の氏名・目が見えない者の各欄について、保健所に届け出た施術所開設(変更)届と同じ内容を記載すること。

療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更等

施術管理者	登録記号番号	
	氏名	
	施術所名	(電話番号: ())
	開設者氏名	
変更内容	(変更年月日: 令和 年 月 日)	
理由等		
備考	変更に伴う当初申出時における受領委任の取扱規程 11 (1) ~ (14) の事項の該当の有無 有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>	

上記のとおり申出事項の変更を申出します。

令和 年 月 日
 ○ ○ 厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○

殿

○ ○ 都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 氏名
 〒 - TEL. - -
 住所

(この申出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあつては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

(注) 受領委任の施術管理者が死亡した場合は、事実が確認できる書類として住民票等の書類を添付し、届出人の氏名及び住所並びに当該施術者との関係を記入すること。

また、施術所において勤務する他の施術者を追加する場合は、様式第2号の2及び当該施術者の免許証の写しを添付すること。

3 適用日

1 及び 2 の改正については、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものとする。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、原則として法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、恒久的な制度対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行うこととされている。

このことを踏まえ、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付け保医発第1001002号厚生労働省保険局医療課長通知）については、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 別添1の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添 1</p> <p>はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 医師の同意書、診断書の取扱い</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医師の同意書及び診断書の基準様式をそれぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおりとしたこと。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>第 4 章～第 9 章 (略)</p>	<p>別添 1</p> <p>はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 医師の同意書、診断書の取扱い</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医師の同意書及び診断書の基準様式をそれぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおりとしたこと。<u>なお、医師の記名押印は、当該医師の署名でも差し支えないこと。</u></p> <p>6～10 (略)</p> <p>第 4 章～第 9 章 (略)</p>

2 別添1の別紙1、別紙2、別紙4、及び別紙5の各様式を次のように改める（行政庁への申請に対する押印の廃止等に伴うもの）。

なお、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

同 意 書			(はり及びきゅう療養費用)
患 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
病 名	1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 () ※ 1～6は、当てはまるものに○をつけて下さい。 7は、慢性的な疼痛を主訴とする疾病で鍼灸の施術に同意する病名を記載下さい。		
発病年月日	昭・平・令	年 月 日	
同意区分	初回の同意 ・ 再同意 (○をつけて下さい)		
診 察 日	令和	年 月 日	
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい (任意)		
<p>上記の者については、頭書の疾病により鍼灸の施術に同意する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>保険医療機関名</p> <p>所在地</p> <p>保険医氏名</p>			

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意書を交付する必要があります。(裏面参照)
 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

同意書の交付について

○同意書交付の留意点

- 1 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診察の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要があります。
- 2 はり、きゅうの療養費の支給対象となる疾病は、慢性病（慢性的な疼痛を主訴とする疾病）であって保険医による適当な治療手段のないものです。具体的には、
ア 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は保険医による適当な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないものとされています。（「病名」欄1～6）
イ ア以外の疾病による同意書が提出された場合は、記載内容等から保険医による適当な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が個別に判断し、支給の適否が決定されます。（「病名」欄7）
ウ ア及びイの疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものとされています。
- 3 同意する疾病について、処置や投薬等の治療（ただし、同意書の交付に必要な診察・検査及び療養費同意書交付は除く。）を行う場合には、治療が優先されるため、患者ははり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。
※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅうの施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、（中略）同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行（一定期間の治療の有無）が要件ではありません。
- 5 はり、きゅうの施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いします。

○再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 6 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 7 上記6の再同意に当たり、患者がはり師、きゅう師の作成した施術報告書を持参している場合（又ははり師、きゅう師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 8 上記6の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成16年10月1日付保医発第1001002号）に基づくものです。
療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされていますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。

診 断 書			(はり及びきゅう療養費用)	
患 者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	明・大・昭・平・令	年	月
病 名	1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 () ※ 1～6は、当てはまるものに○をつけて下さい。 7は、慢性的な疼痛を主訴とする病名を記載下さい。			
発病年月日	昭・平・令	年	月	日
診察区分	初 診 ・ 再 診 (○をつけて下さい)			
診 察 日	令 和	年	月	日
症 状 (主訴を含む)				
注意事項等	注意すべき事項等があれば記載して下さい (任意)			
令 和 年 月 日 保 険 医 療 機 関 名 所 在 地 保 険 医 氏 名				

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で記載する必要があります。保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

療養費支給申請書 (年 月分) (はり・きゅう用)

被 保 険 者 欄	○被保険者証等の記号番号				○発病又は負傷年月日				○傷病名																									
					年 月 日																													
	(フリガナ)				続 柄				○発症又は負傷の原因及びその経過																									
	療 養 を 受 け た 者 の 氏 名				男・女				○業務上・外、第三者行為の有無 1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他																									
施 術 内 容 欄	初 療 年 月 日				施 術 期 間				実 日 数																									
	() 年 月 日				自・令和 年 月 日～至・令和 年 月 日				日																									
	傷病名				1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()				請 求 区 分 新 規 ・ 継 続 転 帰 継 続 ・ 治 癒 ・ 中 止 ・ 転 医																									
	初 検 料				円				摘 要																									
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用																																	
	はり				円× 回= 円																													
	きゅう				円× 回= 円																													
	はり・きゅう併用				円× 回= 円																													
	電療料				円× 回= 円																													
	1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具																																	
往 療 料				4 km まで				円× 回= 円																										
往 療 料				4 km 超				円× 回= 円																										
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)				円× 回= 円																														
費 用 額 計				円																														
施術日	通院○	往療◎	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。				令和 年 月 日				保健所登録区分				1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地																						
免許登録番号 _____ はり師				住所 _____				氏 名 _____				電 話 _____																						
免許登録番号 _____ きゅう師				住所 _____				氏 名 _____				電 話 _____																						
上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。				令和 年 月 日				〒 _____				氏 名 _____																						
申請者 (被保険者) _____				住所 _____				氏 名 _____				電 話 _____																						
支払区分				預金の種類				金融機関名				銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所																						
1. 振 込 2. 銀行送金				1. 普通 2. 当座																														
3. 郵便局送金 4. 当地払				3. 通知 4. 別段																														
口座名義カタカナで記入				口座番号								郵便局																						
同意医師の氏名				住 所				同意年月日				傷 病 名																						
								令和 年 月 日																										
同意記録																																		

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 令和 年 月 日

申請者 住所

(被保険者) 氏名 _____

住所

代理人 氏名 _____

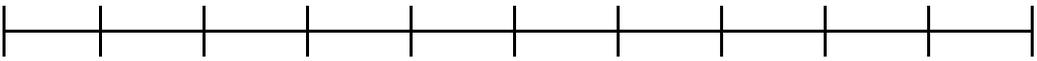
※ 給付金に関する受領を代理人に委任する (申請者名義以外の口座に振込を希望される) 場合に記入してください。

別添1 (別紙5)

(はり・きゅう用)

1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書

(年 月分)

患 者	氏 名										
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日						
傷 病 名	1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()										
施 術 の 種 類	1. はり 2. きゅう 3. はり・きゅう併用										
初 療 年 月 日	年 月 日										
施 術 回 数	月 回 (当該月の施術回数を記載)										
患者の状態の評価					評価日	令和 年 月 日					
痛 み の 強 さ	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	 <p>NRS (Numerical Rating Scale : ニュメリカル レーティング スケール) による評価 (注) 全く痛みがない状態を「0」、自分が考え想像しうる最悪の痛みを「10」として、 今感じている痛みの点数を患者に聞き、該当の点数に印をつけること。</p>										
前月の評価の有無		1. 有り 2. 無し									
前月の状態からの改善や変化 (前月の評価の有無が「有り」の場合に記入)											
1. 悪化 2. 維持 3. 改善小 4. 改善中 5. 改善大											
(症状、経過及び初療の日から1年以上経過して、月16回以上の施術が必要な理由)											
上記のとおりであります。											
令和 年 月 日											
はり師・きゅう師氏名 _____											

備考 この用紙は、A列4番とすること。

3 別添2の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添 2</p> <p>マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 医師の同意書、診断書の取扱い</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 医師の同意書及び診断書の基準様式をそれぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおりとしたこと。</p> <p>8～12 (略)</p> <p>第 4 章～第 8 章 (略)</p>	<p>別添 2</p> <p>マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等</p> <p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 医師の同意書、診断書の取扱い</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 医師の同意書及び診断書の基準様式をそれぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおりとしたこと。<u>なお、医師の記名押印は、当該医師の署名でも差し支えないこと。</u></p> <p>8～12 (略)</p> <p>第 4 章～第 8 章 (略)</p>

4 別添2の別紙1、別紙2、別紙4及び別紙5の各様式を次のように改める（行政庁への申請に対する押印の廃止等に伴うもの）。

なお、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

同意書の交付について

○同意書交付の留意点

- 1 患者があん摩マッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医が、当該疾病について診察の上で同意をし、当該同意書を患者へ交付する必要があります。
- 2 あん摩マッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージ又は変形徒手矯正術を必要とする症例です。
- 3 貴院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、貴院での治療が優先されるため、貴院にて患者に医療上のマッサージを行う日に患者があん摩マッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。
※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あん摩マッサージ指圧の施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、(中略) 同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行が条件とはなりません。
- 5 「症状」欄の3段目の「その他」欄は、1段目又は2段目の筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮以外の医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状と該当する部位(部位が特定できる場合)を記載してください。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載してください。
- 6 あん摩マッサージ指圧の施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いします。

○再同意(貴院において「初回の同意」の場合を含む。)の留意点

- 7 保険医から同意書の交付を受け、あん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きマッサージを受けようとする場合又は1ヶ月を超えて引き続き変形徒手矯正術を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 8 上記7の再同意に当たり、患者があん摩マッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合(又はあん摩マッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合)は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 9 上記7の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医発第1001002号)に基づくものです。

療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。)が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。

療養費支給申請書 (年 月分) (あんま・マッサージ用)

被 保 険 者 欄	○被保険者証等の記号番号					○発病又は負傷年月日			○傷病名			
						年 月 日						
	(フリガナ)					続 柄			○発症又は負傷の原因及びその経過			
療 養 を 受 け た 者 の 氏 名	男 ・ 女					○業務上・外、第三者行為の有無			1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他			
												明・大・昭・平・令 年 月 日生
施 術 内 容 欄	初療年月日		施 術 期 間				実 日 数		請 求 区 分			
	() 年 月 日		自・令和 年 月 日～至・令和 年 月 日				日		新 規 ・ 継 続			
	傷 病 名 又 は 症 状								転 帰			
	マ ッ サ ー ジ		軀 幹		円×	回=		円		摘 要		
			右上肢		円×	回=		円				
	マ ッ サ ー ジ		左上肢		円×	回=		円		摘 要		
			右下肢		円×	回=		円				
	マ ッ サ ー ジ		左下肢		円×	回=		円		摘 要		
			温 罨 法 (加 算)		円×	回=		円				
	マ ッ サ ー ジ		温 罨 法 ・ 電 気 光 線 器 具 (加 算)		円×	回=		円		摘 要		
			変 形 徒 手 矯 正 術 (加 算)		円×	回=		円				
	マ ッ サ ー ジ		右上肢		円×	回=		円		摘 要		
			左上肢		円×	回=		円				
マ ッ サ ー ジ		右下肢		円×	回=		円		摘 要			
		左下肢		円×	回=		円					
往療料 4 km まで				円×	回=		円		摘 要			
往療料 4 km 超				円×	回=		円		摘 要			
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)				円×	回=		円		摘 要			
合 計							円		摘 要			
施術日 通院○ 往療◎		月		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31								
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。					保健所登録区分		1. 施術所所在地 2. 出張専門施術者住所地				
	令和 年 月 日					住 所		氏 名 電 話				
申 請 欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。					〒		-				
	令和 年 月 日					申請者 住 所		氏 名 電 話				
支 払 機 関 欄	支払区分		預金の種類		金融機関名		銀行 本店					
	1. 振 込 2. 銀行送金		1. 普通 2. 当座		金庫 支店		農協 出張所					
3. 郵便局送金 4. 当地払		3. 通知 4. 別段		郵便局								
□ 座 名 義 カタカナで記入		□ 座 番 号		郵便局								
同 意 記 録	同意医師の氏名		住 所		同意年月日		傷 病 名		要加療期間			
					令和 年 月 日							

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。 令和 年 月 日

申請者 住所

(被保険者) 氏名

住所

代理人 氏名

※ 給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に記入してください。

別添2 (別紙5)

(マッサージ用)

1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書

(年 月分)

患 者	氏 名			
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日
傷 病 名				
症 状	1. 筋麻痺 2. 関節拘縮 3. その他 ()			
施 術 の 種 類	1. マッサージ		2. 変形徒手矯正術	
施 術 部 位	1. 軀幹 2. 右上肢 3. 左上肢 4. 右下肢 5. 左下肢			
初 療 年 月 日	年 月 日			
施 術 回 数	月 回 (当該月の施術回数を記載)			
患者の状態の評価		評価日	令和 年 月 日	
基本動作	寝返り	1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
	起き上がり	1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
	座位	1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
	立ち上がり	1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
	立位	1. 自立	2. 一部介助	3. 全介助
前月の評価の有無		1. 有り 2. 無し		
前月の状態からの改善や変化 (前月の評価の有無が「有り」の場合に記入)				
1. 悪化 2. 維持 3. 改善小 4. 改善中 5. 改善大				
(症状、経過及び初療の日から1年以上経過して、月16回以上の施術が必要な理由)				
上記のとおりであります。				
令和 年 月 日				
あん摩マッサージ指圧師氏名				

備考 この用紙は、A列4番とすること。

5 適用日

1 から 4 の改正については、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものとする。